平成２４年（フ）第３５２号
横浜市神奈川区浦島町363番地１　スカイコート神奈川新町802号
債務者　菅谷　正弘
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１８号
横浜市港南区港南台８丁目38番28号
債務者　堀　　政子
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２３号
横浜市瀬谷区相沢７丁目35番地６　サンシャレイ202
債務者　麻生智津子（旧姓篠崎）
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３３号
横浜市西区みなとみらい４丁目９番１－Ｂ1006号
債務者　山田久美子（旧姓小澤）
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８２号
横浜市磯子区森３丁目８番５―101号
債務者　嶋崎　知穂
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９３号
神奈川県藤沢市柄沢205番地　ソレアード湘南Ａ101
債務者　米田　義晴
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９０号
横浜市港北区綱島西３丁目14番５号
債務者　甘利はるみ
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目23番17号
債務者　大矢まりこ
１　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区富吉町14番303号
債務者　宮本　裕子（旧氏名宮本夕子）
１　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
愛知県豊橋市東田町字井原７番地１　207
債務者　伊藤久美子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ第４６号
愛知県豊橋市藤沢町70番地　Ａ―201
債務者　池田　敦志
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５７号
愛知県田原市六連町新浜１番地101
債務者　原　　宣明
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５９号
愛知県豊川市諏訪２丁目359番地
債務者　真鍋　京子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時45分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５６号
愛知県安城市今池町２丁目１番１号　コープ野村Ｅ―1404
債務者　石野真奈美
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
岡山県赤磐市下市668番地13
債務者　沼田　史子
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部